

帝京大学 動物実験に関する倫理委員会規程

(設置)

第1条 帝京大学は、大学において実施されるすべての動物実験および飼育が倫理的観点から適正であるか否かを審議するため、帝京大学動物実験に関する倫理委員会（以下、「委員会」という）を置く。英文表記はTeikyo University Animal Ethics Committeeとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、帝京大学動物実験の実施に関するガイドラインに則り、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 提出された動物実験計画が指針等および本規程に適合しているか否か
- (2) 承認された動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (4) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、学長が次の各号に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

2 委員会には板橋キャンパス、八王子キャンパスおよび宇都宮キャンパスに所属する教員を含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

2 委員会に副委員長を置き、学長がこれを任命する。

3 委員長は、委員を召集し、その議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議および議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席および第3条第1項の要件を満たして成立する。

2 委員会の議事は、原則として出席した委員（ただし、次項に基づき審議に参加させない者を除く）全員の合意を要する。ただし、委員全員の合意を得ることが困難な場合には、出席した委員の5分の4以上の合意により議を決することができる。

3 第3条第1項の各号に掲げる委員から提出のあった動物実験に係る倫理に関する

事項を審議する場合は、当該委員はその審議および決議に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議結果)

第8条 委員会は、第2条に係る審議結果を、動物実験を実施する者（以下、「実験者」という）に通知するものとする。

2 委員会は、審議結果に基づき、実験者に対し、指導または助言を行うものとする。

3 委員会は、実験者から動物実験が倫理的に適正であることの証明書の発行を求められた場合は、証明書を発行するものとする。

(事前審査)

第9条 委員会は、事前審査委員会を設置し、実験者に対し実験計画書への指導または助言を行うものとする。

2 事前審査委員会において必要な事項は別に定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は、板橋キャンパス事務部において行う。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、学長を経て理事長が行う。

附 則

(施行時期)

- 1 この規程は、2003（平成15）年1月1日より施行する。
- 2 この規程は、2007（平成19）年12月1日より施行する。
- 3 この規程は、2012（平成24）年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、2015（平成27）年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、2023（令和5）年9月1日より施行する。